

平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 エムケー精工株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 丸 山 将 一  
( J A S D A Q ・ コード : 5906 )  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 小 林 文 彦  
( TEL : 026-272-0601 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日開催の取締役会において、平成27年6月18日開催予定の第59回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の種類が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款の第30条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第40条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月18日
定款変更の効力発生日	平成27年6月18日

(別紙)

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以 上